

○飯塚市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱

要綱

平成22年3月25日

飯塚市告示第65号

改正 H31-85

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第44条第1項の規定に基づき、国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予(以下「減免等」という。)に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見込収入月額 減免等の措置を受けようとする世帯(以下「当該世帯」という。)に属する世帯員の合算収入額(遺族年金、障がい年金、恩給等の年金収入、就労収入、事業収入、仕送り等すべての収入を含む。)について、申請月以後6箇月間の平均見込収入月額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1第1章に掲げる居宅の基準生活費の額の2級地-2の第1類及び第2類の表により算定した額をいう。

(減免等の対象)

第3条 減免等の対象となる一部負担金は、療養の給付に係る一部負担金とする。

(減免等の措置)

第4条 市長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主(以下「世帯主」という。)が、次の各号のいずれかに該当することにより、著しく生活が困難となり、その者の有する資産、能力等を活用しても、一部負担金の支払いが一時的に困難であると認めるときは、当該世帯に属する世帯主の申請により、減免等の措置をすることができる。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡し、障がいの状態となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(減免の要件)

第5条 市長は、前条第1号に該当することにより、減免の措置をするにあたっては、当該世帯が次の各号すべてに該当することを確認しなければならない。

- (1) その者の有する住宅、家財又はその他の財産(以下「資産」という。)に係る損害金額が、当該資産の価格の30%以上であること。
- (2) 当該世帯が課税世帯の場合にあつては、市税についても当該災害等に伴う減免措置がなされていること。
- (3) 当該申請の日までに納期限が到来した国民健康保険税(以下「国保税」という。)を滞納していないこと。ただし、国保税の滞納はあるが、分納誓約をし、誠実に履行しているとき又は履行が見込めるときは、この限りでない。

2 市長は、前条第2号から第4号までのいずれかに該当することにより、減免の措置をするにあたっては、当該世帯が次の各号すべてに該当することを確認しなければならない。

- (1) 見込収入月額が、当該世帯に属する世帯員の申請月前6箇月の平均収入月額に対して、30%以上減少していること。
- (2) 見込収入月額が、基準生活費の120%以下であること。
- (3) 当該世帯全員の預貯金の合計が200万円に世帯構成員の人数を乗じた額を超えないこと。
- (4) 当該申請の日までに納期限が到来した国保税を滞納していないこと。ただし、国保税の滞納はあるが、分納誓約をし、誠実に履行しているとき又は履行が見込めるときは、この限りでない。

(減免の適用)

第6条 市長は、前条第1項の規定に該当する者に対し、次表左欄の区分に応じ、当該申請に係る期間内の一部負担金に同表右欄に掲げる率を乗じて得た額を減免する。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた災害に係る減免の場合は、損害の程度が住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者に対し、一部負担金の全額を減免する。

損害の程度	減免率
全 部	100%以内
50%以上	70%以内
30%以上	50%以内

2 市長は、前条第2項の規定に該当する者に対し、次表左欄の区分に応じ、当該申請に係る期間内の一部負担金に同表右欄に掲げる率を乗じて得た額を減免する。

見込収入月額	減免率
基準生活費の1,155/1,000以下	100%以内
基準生活費の1,155/1,000を超え120/100以下	50%以内

(H31-85一改)

(徴収猶予の要件)

第7条 市長は、第4条第2号から第4号までのいずれかに該当することにより、徴収猶予の措置をするにあたっては、当該世帯が次の各号すべてに該当することを確認しなければならない。

- (1) 見込収入月額が、当該世帯に属する世帯員の申請月前6箇月の平均収入月額に対して、30%以上減少していること。
- (2) 見込収入月額が、基準生活費の120%を超え同生活費の130%以下であること。
- (3) 当該世帯全員の預貯金の合計が200万円に世帯構成員の人数を乗じた額を超えないこと。
- (4) 当該申請の日までに納期限が到来した国保税を滞納していないこと。ただし、国保税の滞納はあるが、分納誓約をし、誠実に履行しているとき又は履行が見込めるときは、この限りでない。

(徴収猶予の適用)

第8条 市長は、前条の規定に該当する者に対し、一部負担金のうち1月につき8,000円(1医療機関毎)を超える部分の徴収猶予を行うものとする。

(減免等の期間)

第9条 減免等を行う期間は、申請があった日(第4条第1号に該当する場合は、その災害等の発生した日)の属する月から起算して6箇月以内とする。ただし、災害救助法の適用を受けた災害に係る減免の場合は、市長が別に定める期間とする。

(H31-85一改)

(減免等の申請)

第10条 世帯主は、減免等の措置を受けようとするときは、あらかじめ市長に対し、減免・徴収猶予申請書(以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別な理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

- (1) 世帯構成並びに収入見込額及び資産の状況申告書(第4条第1号に該当することにより減免の申請をする場合を除く。)
- (2) 同意書

- (3) 一部負担金所要見込額証明書
- (4) 罹災証明、給与証明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(審査)

第11条 市長は、前条の規定に基づき申請書を受理したときは、その内容を審査し減免等の適否を決定する。

2 市長は、必要と認めるときは、法第113条及び法第113条の2の規定に基づき、当該世帯に対して、文書の提出及び資料の提供等を求め、質問を行うことができる。

3 市長は、前項の規定に基づく調査等に対し、当該世帯が非協力的又は消極的であり、事実確認を得ることができないときは、その申請を却下することができる。  
(収入額等の報告)

第12条 世帯主は、減免等の申請月から適用終了月まで、毎月分の収入額報告書を市長に提出しなければならない。  
(減免等の決定通知等)

第13条 市長は、第10条による申請を承認したときは、減免・徴収猶予承認決定通知書により、その旨を通知するとともに、減免・徴収猶予承認証明書(以下「証明書」という。)を併せて交付するものとする。

2 証明書の交付を受けた当該世帯が、保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において、療養の給付を受けようとするときは、国民健康保険被保険者証に添えて当該証明書を提出しなければならない。

3 市長は、第10条による申請を承認しないときは、減免・徴収猶予不承認決定通知書により、その旨を世帯主に通知するものとする。  
(減免等の取消し)

第14条 市長は、当該世帯が偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた場合において、これを発見したときは、直ちに一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において、当該世帯が保険医療機関等において療養の給付を受けた者であるときは、市長は、直ちに減免によりその支払いを免れた額を返還させるものとする。

2 市長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を取り消し、これを一時に徴収するものとする。

- (1) 一部負担金の徴収猶予を受けた者の資力の回復その他の事情が変化したため、当該徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。
- (2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

3 市長は、前2項の規定に基づき、減免等の決定を取り消したときは、直ちに当該世帯主及び保険医療機関等に対し、理由を付してその旨を減免・徴収猶予取消通知書により通知するものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、この事務に係る申請書等の様式、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月25日 告示第85号)

この告示は、告示の日から施行し、第1条の規定は平成30年7月5日から、第2条の規定は平成30年10月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 平成31年10月1日

(2) 第4条の規定 平成32年10月1日